

第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)に関する意見公募手続の結果一覧

※募集期間: 令和2年1月6日(月)から令和2年2月5日(水)まで

※意見提出者数: 5名

※意見件数: 49件

No.	頁番号	御意見等の概要	回答要旨	対応
1	0	この計画においての「子ども」がどの年齢層を考えているのか、子どもの権利を考えれば、「0～18才」として考え、それを記述すべきではないか。	子ども・子育て支援法において児童の定義は「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」とされており、児童の権利に関する条約においては18歳未満とされています。微妙な捉え方の違いがあることから、あえて明記はしませんが、各事業を進捗するうえでは18歳を一つの基準として捉え、進捗を図ってまいります。	原案のとおり
2	1	2016年に出生数100万とあるが、2019年に90万人を下回る表現の方が直近の数字に近いのではないか。	御意見を踏まえ、文言を追加します。	「2016(平成28)年に出生数が初めて100万人を下回り」の後に「更に2019(令和元)年には90万人を下回るなど」の文言を追加します。
3	2	取組の表の中で、集団適応検診の記載があるが、平成30年ではなく、平成31年ではないか。	表の下段の注釈に詳細を追加記載します。	※の文章の後に「(平成28年度から平成30年度までモデル事業として実施し、平成31年度から本格実施していますが、平成30年度から全5歳児を対象としています。)
4	5	「③外国につながる児童への支援、配慮」について、「国際化の進展に伴い」という表現があるが、この内容に、「入国管理法の改正もあり」といった内容を付け加え、「入国管理法の改正など、国際化の進展に伴い」とするほうが良いのではないか。	御意見を踏まえ文言を修正します。	「「出入国管理及び難民認定法」の改正等国際化の進展に伴い、」に修正します。
5	10	2016(平成28)年に1.58だった合計特殊出生率が、2017(平成29)年には、1.48に減少している。この要因について、どのように分析されているか、説明して下さい。	県が公表している合計特殊出生率については、各市の算出根拠は示されておりませんが、国が公表している令和元年版少子化社会対策白書から第1子出生時の母の平均年齢の上昇も一因であると考えています。	原案のとおり
6	12～31	8～9Pの部分、(3)と(4)で外国籍の子供に関するデータが提示されているのに、該当ページでの(2)子育て世帯をめぐり環境の部分では、外国籍の方々の状況がどのようになっているのかがわからない。可能であれば、グラフ化して提示したほうが良いのではないか。	今回のアンケート調査は無記名で回答をいただいておりますが、外国籍の方々に特化した状況把握はできていません。	原案のとおり

7	17	満足度に関して、満足度に「ふつう」を算入するのはいかがなものか、「高い」と「やや高い」のみにするべきではないか。	満足度の低い方のニーズを把握し、今後、多様化する子育て世代のニーズに応じた事業の改善を図っていきたいと考えていますので、満足度の数値に「ふつう」を含めています。	原案のとおり
8	33	2 子どもの権利 ・説明文の上から6行目に「児童の権利に関する条約」という記載がありますが、この文だけでは理解しにくいので、次のような修正をお願いします。 ①案 この記載分の前に説明文を付ける。 例えば、 <u>国連で採択され、わが国でも批准された「児童の権利に関する条約」</u> …とする。 ②案 この条約名の代わりに、 <u>鈴鹿市において新たに子ども権利条約を制定して、新たに制定された「鈴鹿市子ども権利条例」</u> …とする。 ・説明文下から6行目、「保育所」と記載されていますが、あとのページとの整合性を図るために「保育所(園)」の方が良いかと思えます。 ※「鈴鹿市教育振興基本計画(案)」では、「子どもの権利条約」と明記しています。整合性が必要です。	・「児童の権利に関する条約」につきましては、P1の計画策定の背景と趣旨の16行目に、「1989(平成元)年11月に国連で採択され、わが国が1994(平成6)年に批准した「児童の権利に関する条約」と記載しています。 ・「保育所」の記載については、御意見のとおり修正します。 ・「児童の権利に関する条約」については、国に倣い原案のとおりとします。	保育所の記載を保育所(園)へ修正します。
9	33	県では、「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指して「三重県子ども条例」を制定し、平成23年4月1日から施行されている。鈴鹿市でも、ぜひ子どもの権利に関する条例を制定して、条例に基づく施策、予算の確保、人員の配置、外部評価を実施してほしい。また、条例制定までの過程は、子どもたちとも議論を積み重ねていただきたい。	御意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。	原案のとおり
10	33	下から6行目、保育所と記載されているが、保育所(園)ではないか。	御意見のとおり修正します。	保育所の記載を保育所(園)へ修正します。
11	34	3 基本的な視点 ・前ページに記載の 育つ権利 教育を受け、遊んだり…という記載を受けて、基本的な視点として「 <u>5 子どもの学びを支援する視点</u> 」という項目を追加することが必要です。	「基本的な視点2 子どもの健やかな育ちの視点」で全ての子どもが教育・保育を等しく受けられるよう配慮する旨記載しています。	原案のとおり
12	34	「3 基本的な視点」の「2 子どもの健やかな育ちの視点」について、「愛着形成」を文言として記述したほうが良いのではないかと、あわせて2行目「 <u>家族の豊かな愛情</u> 」という部分を「 <u>家族や周囲の人たちからの豊かな愛情</u> 」としたほうが良いと考える。 そのため、2行目の全文を「 <u>そのためにも、家族や周囲の人たちからの豊かな愛情をもとに愛着を形成し、成長していくことができる必要があります。</u> 」としたほうが良いと考える。	御意見を踏まえ文言を修正します。	「 <u>家族の豊かな愛情</u> 」を「 <u>家族や周囲の人たちからの豊かな愛情</u> 」へ修正します。

13	34	「4 地域で支援する視点」について、1行目から2行目にかけて「社会を構成する家庭、地域、企業、行政等が」という部分について、教育委員会または学校の位置づけを明確するために、「社会を構成する家庭、地域、企業、学校、行政等が」としたほうが良いのではないかと。	御意見を踏まえ文言を修正します。	「社会を構成する家庭、地域、企業、学校、行政、関係団体等が」へ修正します。
14	35	4 基本目標 ・上記に記載した「5 子どもの学びを支援する視点」を受けて、基本目標5として「子どもが安心して学ぶことができる環境の充実」という項目を追加設定することが必要です。	「基本的な視点2 子どもの健やかな育ちの視点」で全ての子どもが教育・保育を等しく受けられるよう配慮する旨記載しています。	原案のとおり
15	35	「基本目標2」において、4～5行目「地域において子どもが主体的に利用できる場を確保します。」について、子ども食堂などの広がりから考えて、「地域において子どもが主体的に利用できる場や、居場所にできる場を確保します。」としたほうが良いのではないかと。	「地域において子どもが主体的に利用できる場」には、「居場所にできる場」も含んで考えています。	原案のとおり
16	35	「基本目標4」において、4行目「企業などと行政が連携し」という表現について、基本的な視点4でも意見したように、「企業などと、学校や行政が連携し」としたほうが良いのではないかと。	御意見のとおり文言を修正します。	「企業などと、学校や行政が連携し」へ修正します。
17	37	「1 事業の提供区域の設定」について、第4章に「(11)放課後児童健全育成事業」があることと、地域づくりもあることを勘案すると、「(1)区域設定の考え方」の3行目に、「小学校区を基本とした地域づくり区域」という表現を追記し、「幼児期の教育と小学校教育、小学校区を基本とした地域づくり区域との連携」としたほうが良いのではないかと。	御意見のとおり、地域づくりを考慮し、文言を追記します。	(1)区域設定の考え方2行目の「教育・保育を提供するための施設の状況」の後に、「地域の状況」の文言を追記します。
18	44	「(1)教育施設」の「現状と課題」について、グラフの平成30年の2号認定(教育ニーズ)が0になっていることについて、説明部でもう少しわかりやすく表記すべきではないかと。	本市では、幼稚園の児童及び認定こども園の幼稚園部分の児童は、1号認定となり、2号認定(教育ニーズ)に当たる児童がいないことから、平成30年は0としました。また、令和2年度からの確保方策には、認定こども園及び私立幼稚園の預かり保育利用者を見込んでいます。	原案のとおり
19	48	「(3)妊婦健康診査事業」について、届出数に対する、利用者数、量の見込み、確保方策、について、延べ人数ではなく実数での表記も追加したほうが良いのではないかと。	「妊婦健康診査事業」は妊娠した時期により、利用時期が複数年度に跨る場合があるため、利用者数、量の見込み、確保方策は、利用回数毎として延べ人数で表記しています。	原案のとおり
20	50	「(5)養育支援訪問事業、」の「現状と課題」について、利用状況推移の表、引き算から導かれる判断についての表現がなくわかりにくいので、その部分を補足したほうが良いのではないかと。	養育支援訪問事業は、支援の必要な全ての家庭を対象としているため、計画策定時に想定した利用者数を確保方策としていましたが、実際の利用者数が少なかったため、確保方策が過大となったものです。本計画においては、実績値を考慮し、数値を見込んでいます。	原案のとおり

21	57	「(11)放課後児童健全育成事業」について、量の見込みの算出根拠を付記したほうが良いのではないかと。	地域子ども・子育て支援事業につきましては、国により各事業ごとに算出方法が示されていますが、個々の算出方法は算出方法が複雑なため、P38(1)推計の手順からP42(4)潜在的な家庭類型別児童数の算出までの中で、全体の算出方法の考え方を示しています。	原案のとおり
22	57	「(11)」の「確保の内容」について、「増設や既存施設の拡充」ではなく、新・放課後子ども総合プランの考えにあわせ、「増設や既存施設の拡充、学校施設の活用など」と表現を変えるべきではないかと。	学校以外の施設の活用をも想定し、既存施設という表現にしています。	原案のとおり
23	58	第5章 新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画 ・「一体型の放課後児童クラブ」のことが記載されていますが、今までも事業として明確になっていたのでしょうか。市民の理解を得るために何らかの説明が必要と思います。 ・(2)の行動計画で、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室について、計画期間内の増設数が記載されていますが、設置箇所数を限定するのではなく、設置希望の所はすべて対応していただくことが必要です。	・平成27年度から放課後子ども総合プラン鈴鹿市行動計画として、鈴鹿市総合計画推進プランの個別計画として位置付けています。・一体型の増設数については目標値として掲げているものです。目標事業量はこれまでの実績を踏まえた数値であり、設置希望箇所の増設を妨げるものではありません。	原案のとおり
24	58	「(1)本市における現状」に、「④老朽化する施設の維持更新の課題」を追記することはできないのか。この課題を把握しなければ、以下の行動計画の中、特に⑤や⑥について、取り組みがあいまいになると考える。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
25	59	「⑤学校の余裕教室～」について、「○学校図書館などの徹底活用や、教室機能の入れ替えなどによる施設の確保を図ります。」という表現を追加すべき。公共施設マネジメントの観点から、そのようなことが必要になる時点が来るはずである。なければ議論を進めにくくなるかと考える。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
26	60	「第6章 鈴鹿市子どもの貧困対策計画」について、冒頭でも記述しているが、鈴鹿市にとって「子ども」の年齢をどう捉えるのかが不明。子どもの貧困の課題には、就学前と小学校までとするのではなく、「貧困対策の対象となる子供の年齢は0～18才」とした上で貧困対策を考えるべきである。	子ども・子育て支援法において児童の定義は「18歳に達する日以前最初の3月31日までの間にある者」とされており、一方、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とされ、その児童の権利に関する条約においては18歳未満とされています。微妙な捉え方の違いがあることから、あえて明記はしませんが、各事業を進捗するうえで18歳を一つの基準として捉え、進捗を図ってまいります。	③子どもの貧困のとりえ方(計画における定義)において、子ども(18歳に満たない者)と追記します。
27	60～63	足立区など他自治体の貧困対策、関連する計画と比較すると、内容が不十分であるかと考えるが、今後、「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」について、見直すなど計画そのものを精査しなおす考えはあるのか。	社会情勢の変化や調査研究の結果により、精査が必要であれば見直しも想定しています。	原案のとおり
28	60～63	この計画の策定にあたり、鈴鹿市教育委員会との調整などはできているのか。	計画策定の段階で協議を行っています。	原案のとおり

29	63	「イ 具体的な取組」について、教育振興基本計画においても想定されているのは、幼稚園から中学校までであるので、鈴鹿市の想定している幅が狭いため、中学卒業から18才までの支援策の考えが薄いのではないか。保護者への支援策だけでなく、中高生世代の居場所、サードプレイスとなる場所の設置も鈴鹿市は考えるべきではないか。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
30	63	「イ 具体的な取組」について、保護者にスポットを当てた施策が多く、子どもを主体、中心として考えた施策が少ないと考えるが、その点の考えはどうなっているのか。	具体的事業としてひとり親家庭学習支援ボランティア事業、生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業、養育費・面会交流セミナーなどは子どもの育ちや居場所確保支援の一環です。また、その他の事業についても、保護者を支援し家庭環境の改善などにつなげることで、子どもの育ちに対する間接的な支援になると考えています。	原案のとおり
31	63	今回の計画は本検討の前のものとして、子ども・子育て支援事業計画が動き出してからでもよいので、あらためて「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」について、市民参画、若い世代(中高生も含む)の参画の上で策定すべきと考える。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
32	63	「イ 具体的な取組」の「教育の支援」について、子ども食堂への関心の高さや、家庭でもなく学校でもない居場所の重要性を考えると、「内容」に「子どもの居場所づくり」を追加すべきと考える。	子どもの居場所づくりは、貧困対策に限るものではないと認識しています。 御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
33	63	「イ 具体的な取組」の「教育の支援」について、「◇生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業」が挙げられているが、この表現では、狭義にとらえられるのではないかと考える。全市的な視点から複数個所での開設の可能性を考えたり、生活困窮だけが子どもの貧困につながるのではなく、虐待などもその可能性に入ることを考えたとき、「◇子どもの学習・生活支援事業」としたほうが良いのではないかと考える。 参考として足立区の「未来へつなぐ あだちプロジェクト」から。 施策3子どもの居場所づくり 学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子どもたちに学習の場所を提供します。また、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。 【主な事業】 ・居場所を兼ねた学習支援 ・区施設等を利用した子どもの居場所づくり ・子どもの学習支援や居場所づくりに取り組むNPO・ボランティア団体等の支援 など	具体的事業の欄には、現在本市が行っている事業名称を記載しています。 今後、新たな事業を展開する場合には、計画見直しの際に追記、修正を行います。	原案のとおり

34	64	<p>第7章 計画の推進, 評価体制</p> <p>・説明文の7行目 関連団体やNPO法人・・・と記載されていますが、関連団体ではなく、<u>関係団体</u>の方が良いと思います。 また、NPOは法人になっていない所が多いので、<u>法人を削除した方が</u>良いと思います。 ・推進体制図の<関係機関等>には、説明文に合わせて「<u>学校</u>」を入れるべきです。 ・同じく<関係機関等>に、「教育事業者」が記載されていますが、この教育事業者には<u>私立学校や学習塾</u>が含まれると解釈してよろしいでしょうか。 ・同じく<関係機関等>に「NPO・サークル・団体」と記載されていますが、3つの違いが理解しにくいので、まとめて、「<u>NPO等市民活動団体</u>」の方が分かりやすいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ文言を修正します。 推進体制図の<関係機関等>は、「鈴鹿市」以外の機関を想定しています。「学校」については、「鈴鹿市」に含まれています。 ・また、「教育事業者」については、私立の幼稚園、認定こども園を想定しています。</p>	<p>・「NPO法人」の「法人」を削除します。 ・「関連団体」を、「関係団体」へ修正します。 ・「NPO・サークル・団体」を「NPO等市民活動団体」へ修正します。 ・御意見に伴い、P35でも「子育てサークル、NPO法人」を「NPO等市民活動団体」へ修正します。</p>
35	65	<p>2 計画の評価と進行管理</p> <p>・年度ごとの評価と進行管理は、今後も各事業ごとに実行計画マネジメントシートを使って実施されると思います。 そのため、年度ごとの評価は「鈴鹿市子ども・子育て会議」だけでなく、「<u>実行計画マネジメントシートを有効活用して推進していく</u>」ことを追加して明確にしていきたいです。</p>	<p>実行計画マネジメントシートについては、上位計画である「総合計画2023」において、進捗管理を行ってまいります。 本計画の進捗管理を行う鈴鹿市子ども・子育て会議においても実行計画の内容も踏まえ、年度ごとに実績、改善等の進捗管理を行ってまいります。</p>	<p>原案のとおり</p>
36	66	<p>資料編 1 各種事業の取組</p> <p>・P.34 基本的な視点及びP.35 基本目標 でコメントした「<u>子どもの学びを支援する視点</u>」を受けて、基本目標に例えば「<u>5 子どもが安心して学ぶことのできる環境の充実</u>」を追加することが必要です。</p>	<p>「基本的な視点2 <u>子どもの健やかな育ちの視点</u>」で全ての子どもが教育・保育を等しく受けられるよう配慮する旨記載しています。</p>	<p>原案のとおり</p>
37	66以降	<p>資料編の「第1期計画の検証」の表現方法の中で、「努めます」という表現が見受けられるが、他に適切な表現方法があるのではないか。</p>	<p>御意見のとおり文言を修正します。</p>	<p>「第1期計画の検証」の中で、「努めます」という表現を、必要です等に修正します。</p>
38	68	<p>一時預かり事業</p> <p>・ここに記載されているこの事業の今後の方向性を見ると、2020年4月から公立保育所(西条保育所)にて新たに事業を実施し・・・とありますが、西条保育所で新たに実施するのはP.55記載の病児・病後児保育であり、P.53記載のその他の一時預かり事業と混同しているのではないのでしょうか。</p>	<p>令和2年4月から開園予定の西条保育所においては、御意見いただきました、「一時預かり事業」及び「病後児保育事業」の実施を予定しています。</p>	<p>原案のとおり</p>
39	80	<p>施策目標① 教育・学習による子どもの成長への支援</p> <p>・12月議会において、議員の質問を受けて、小中学校で総合学習の時間を利用して子どもの権利について学ぶことが決まったと思います。 このことを受けて、「<u>子どもの権利について学ぶ事業</u>」の事業計画を追加することが必要です。</p>	<p>現在策定中の教育振興基本計画にも4つの権利について謳う予定としています。 御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案のとおり</p>

40	82	<p>施策目標② 地域における交流等の充実</p> <p>・現在、市内全域で地域づくり協議会の活動が活発になってきています。この中で、子どもを対象にした青少年育成部会を作り各地域で活動していると思います。そこで、各地域の青少年育成部会への支援を行うため「<u>地域づくり協議会における青少年育成部会への支援事業</u>」を追加することが必要です。</p>	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
41	85	<p>施策目標③ 子ども自身の声を聞く相談の充実</p> <p>・ここでは居場所づくり事業と不登校対策推進事業の2つの事業が計画されていますが、これだけでは不十分だと思います。</p> <p>実際に不登校になっている不登校生と保護者から定期的に不登校の原因とニーズ調査を行って対策に繋げる事業を追加することが必要です。</p>	P85に資料編として記載している事業は、第1期計画の取組の検証と今後の方向性を記載しており、第1期計画期間内に実施された事業を記載しています。	原案のとおり
42	85	<p>スクールライフサポーターと不登校対策教育支援員の違いについて説明して下さい。</p>	スクールライフサポーターは、小学校の不登校や不登校傾向を示す児童に対して、登校や学校生活支援を行う支援員で、不登校対策教育支援員は、中学校の不登校や不登校傾向を示す生徒に対して、校内適応指導教室等で学習支援や教育支援を行う支援員です。	原案のとおり
43	計画全般	<p>事務事業名について</p> <p>・現在、各課で制定されている事務事業の事業名を見ると、例えば、実行計画番号051101「つどいの広場事業費」のように「事業費」という言葉を使ったものが多数見られます。事業費を付けられた事業は、補助金を支給するものであったり、支援員の人件費であったりして、担当課としての主たる業務はお金を支出することかも知れませんが、担当課にはその事業の良し悪しの判断や改善の方向性を決める責任があると思います。</p> <p>そのため、事業名は「事業費」にするのではなく、<u>全て「事業」</u>にさせていただくようお願いします。</p>	・実行計画の事業名については、御意見のとおり「事業費」としているものもございます。修正可能なタイミングで修正いたします。	原案のとおり

44	計画全般	<p>「子どもの最善の利益」について 「児童福祉法」改正(平成29年4月1日～)により、子どもの権利及び子どもの最善の利益が明記されました。 (同法第1条) <u>全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する</u> (同法第2条第1項) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、<u>児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める</u> ・計画案には、「子どもの権利」は明記されていますが、「子どもの最善の利益」の視点がなく明記されていません。基本的な視点には、「子どもの最善の利益」の明記が不可欠です。P.32,33,34,35,36に明記すべき文言です。 ・子どもの権利 ー視点⇄「子どもの最善の利益」</p>	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律の基本理念に合わせ、文言を修正します。</p>	<p>P33下から5行目「子どもも大人と同様に人権が尊重され、子どもの最善の利益が考慮されることが大切です。」を「子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが大切です。」に修正します。</p>
45	計画全般	<p>持続可能な開発目標との整合性(SDGs)について ・持続可能な開発目標の明記と整合性が必要です。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案のとおり</p>
46	計画全般	<p>単位施策について ・単位目標(数値目標)の明記がありません。</p>	<p>単位施策の目標値につきましては、上位計画の「総合計画2023」において設定しています。なお、単位施策と本計画の量の見込み、確保方策で同じ数値を使っている箇所については整合を図っています。</p>	<p>原案のとおり</p>
47	計画全般	<p>当団体の評価事業について ・当団体では5カ年に亘り、子ども子育て支援事業計画の評価進行管理を受託してきましたが、PDCAに何の反映もされていません。</p>	<p>御意見として承り、今後の評価進行管理の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案のとおり</p>
48		<p>放課後児童クラブについて スリム化として「複合化と集約化」をはかっているようですが、学童児童が外遊びできる場所の確保も重視して欲しいです。 周辺環境は簡単に変えられるものではないので、その点も考慮して集約化を議論して欲しい。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案のとおり</p>
49		<p>中・高学年が長期休暇期間中だけでも放課後児童クラブが利用できる場所と体制を整えて欲しい。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案のとおり</p>